

山田石油サービス行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 8 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：令和 3 年 1 月までに、所定外労働を削減するため、1 月の残業時間を基本 30 時間以内に実施する。

<対策>

- 令和 2 年 8 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 2 年 11 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 3 年 4 月～ 残業見直しの実施

年内 3 カ月ごとに実施状況の確認及び社内ネットワークによる社員への周知

目標 2：令和 4 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- 令和 2 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 2 年 12 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 3 年 1 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 3 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始